

(公財) 大分県学校給食会における「未利用食品有効活用」の取組

令和2年3月12日

1 活用する事業名

「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策」(令和2年3月10日 元食産第5271号 農林水産事務次官依命通知)

2 目的及び取組内容

上記事業を活用し、本会が、令和2年3月10日～3月26日までの間に、県内の学校給食で活用する予定であった未利用食品の一部をフードバンクに寄附すること等により、未利用食品の有効活用と食品ロス発生の低減及び資源循環の促進に資する。

3 取組期間

令和2年3月11日～令和2年3月31日

4 取組方法

農林水産省が示す上記1の事業実施要綱による。